

商振第 506 号
平成24年1月25日

商工会議所会頭 様
商工会会長 様

新潟県産業労働観光部商業振興課長

平成23年度産米に由来する米ぬか等の取扱いについて

標記について、食品や肥飼料等に米ぬか等を利用する際には、放射性セシウム濃度について、食品衛生法上の暫定規制値、肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値又はきのこ菌床用培地の指標値が遵守されるよう、別紙のとおり農林水産省から通知がありましたので、下記について貴会員の米ぬか販売事業者等に周知くださるようお願いいたします。

記

- 1 精米業者等が、対象自治体で生産された玄米を精米して発生した米ぬかを食品製造者、肥飼料等の製造者及び販売業者並びに利用者に販売する際は次の事項を伝達してください。
 - (1) 原料に用いた玄米の産地
 - (2) 放射性物質調査結果
 - (3) 産地ごとの使用割合また、食品製造事業者向けには、放射性セシウム濃度が暫定規制値を超えない米ぬかを販売してください。
- 2 肥飼料等の製造及び販売の際には、米ぬか等の供給に関連する事業者の取組を踏まえ、放射性セシウム濃度が暫定規制値を超えないよう対応してください。

担当：商業振興課商業振興係 星野
電話：025-280-5237